

障害児通所支援の在り方に関する意見等

一般社団法人全国重症児者
デイサービス・ネットワーク

団体の概要

1. 設立年月日：平成26年11月4日 法人代表：伊藤 毅（社会福祉法人ふれ愛名古屋 理事）

2. 活動目的及び主な活動内容：以下

（私達の存在意義）

重心型事業所ひとつひとつが小規模のため、制度に対する情報、行政との交渉、スタッフの教育や人材確保、医療機関や地域の関係機関との連携などを、事業者同士が協力・連携をしていくことで諸問題の解決を図り、重症心身障がい児者・医療的ケア児者が全国どの地域でも普通に暮らせるよう支援できるようにとの願いから設立

（活動理念）

“重症心身障害児者・医療的ケア児者とその家族が住み慣れた地域であたりまえに暮らせる社会”を創る

【主な活動内容（支え合い・助け合い・繋がり合う）】

①支え合う・・・**基盤強化**（ネットワーク形成・人材育成（研修））

- ・定期的なブロック（東日本・甲信越・関東・中部・関西・中四国・九州沖縄 計7ブロック）毎のブロックMTG開催による事業所間の情報交換（行政対応、加算取得情報、ヒヤリハット、新型コロナウイルス感染状況など）
- ・全国大会実施（2018年大阪、2019年仙台、2020年東京）にて制度説明、基調講演、シンポジウム開催（毎年全国加盟事業書や関連団体、保護者等 毎年延べ約700名参加）
- ・全国スタッフ及び経営者向け研修（2019年度20箇所、2020年度オンラインで7講演実施）加盟事業所スタッフ延べ約1,000名参加（研修内容：看護（医療的ケア）・療育発達支援・介助技術・運営・報酬改定 など）

②助け合う・・・**新規設立支援**（重症心身障害児者・医療的ケア児者を主たる対象とする事業書の開設支援）・**災害支援**

- ・毎年約10件の新規設立支援（経営運営アドバイスが中心）2021年度9件支援中
- ・被災した事業所への物資・人的援助、支援金活動及び援助（2016年熊本地震、2018年北海道地震、2019年台風19号）

③繋がり合う・・・**政策提言、実態調査**

- ・障害児入所施設の在り方検討会 意見陳述（H31.3. 27）
- ・第11回障害福祉サービス等報酬改定検討会 意見陳述（R2. 7.30） など

3. 加盟事業所数：全国280事業所（R3.6.1現在）：主たる対象を重症心身障害児（者）とする事業所数）

当団体＝重症心身障害児者・医療的ケア児者 を主とする児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業等の支援団体

支援対象事業所人員配置：児童発達管理責任者（児童福祉5年経験）・看護職・保育士・児童指導員・機能訓練担当職員（PT・OT）

→地域生活の中の「重症児・医療的ケア児の療育と文化交流の場」・互いの存在を認め合うことで五感を刺激し、社会的成長を促す場

※学校とは違う**放課後**（子どもたちだけの基調な体験をする場（発達空間））を専門的な有資格者が支える福祉サービス

障害児通所支援の在り方に関する意見等

【視点：主な検討事項に沿って、貴団体としてご意見のある事項について】

I 児童発達支援センターの位置づけについて

○ 児童発達支援事業(重心型)とセンターの違い…重心型は定員5名(放デイとの多機能型であれば合せて5名)と比較的小規模。個別支援計画に基づき児童の成長に合わせた支援を提供。対象児童は大島分類1～4や医療的なケアが必要な児童(歩ける医療的ケア児含む)。障がいやケアは個人差があっても受入れ可(看護師が常勤)。この観点から「福祉型」「医療型」があり、相談支援的要素もあるセンターとは異なる形態と思われる。

○ 中核機能について…「福祉型」「医療型」に関しては、機能性や障害別に分けるのではなく、インクルージョンとして一本化したほうがいいのか。医療的ケア児支援法が成立され、医療的ケア児支援センターの設置も義務化される中で、例えば各支援センターと統合したほうが機能的集約につながるのではないか。そこに、医療的ケア児支援コーディネーター・発達支援コーディネーターの配置を行い、病院と事業所の中間的役割を担うなどが可能なのではないか。

こういった総合的な支援センターであれば、各市町村に各1カ所ずつの設置を目指すことが望まれる。また、相談支援専門員の配置をし、相談支援事業も担う。保育所等訪問支援を行うことで、Ⅲのインクルージョンの推進についても、カバーできるのではないか。

II 児童発達支援・放課後等デイサービスの役割・機能の在り方について

○ 事業の理念と方針が明確に記載され、保護者に通知されているのか。「補修塾」というコンセプトを明記していたとしても全ての対象年齢のサービスになるのか、また「預かり的」なコンセプトが保護者の理解はもちろん利用者の成長や発達に繋がっているのかが疑問。完全な「預かり主導型」は報酬を下げてはどうか。

○ 重心型は5名定員でほぼマンツーマンでの体制。主に保育士、児童指導員が日々の療育(放課後)プログラムを計画。そこにOT、PTなどの要素も追加される。一般型でもそういった人員配置基準があってもよいのではないか？

人員配置(有資格者含む)の厳格化、職員数、定員数の見直しが必要(軽度の障がい＝手がかからない。ということではない)なのでは？

V 事業所指定の在り方について

○事業所指定時ではその事業所の理念、方針(見えない部分)は抑えきれない。

○行政より実地調査とは異なる、環境点検※半年点検(自主点検)・1年点検(法定点検:行政調査あり)のような事業所としてのコンプライアンスを自治体と共に遵守し合う関係を築いていくことは出来ないか？